

第21回 理事会議事録

日 時 : 平成29年3月17日(金)

13時30分から15時10分まで

場 所 : 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室



公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 第21回理事会議事録

日時 平成29年3月17日(金)
13時30分から15時10分まで
場所 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

【理事の現在数】 8名

【出席者】

理事 熊谷 俊巳 清水 茂幸 千葉久美子 鈴木 清也 沼田 英吉
野中 広治
監事 梅木 敬時 水本 紘一

【欠席者】

理事 鈴木 祐子 鈴木 健夫

【報告事項】

- ア 代表理事の職務執行状況について
- イ 平成28年度中期経営計画の目標達成状況について

【議決事項】

- 議案第1号 平成29年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について
- 議案第2号 平成29年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について
- 議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団職員就業規程の一部を改正する規程について
- 議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団臨時的雇用職員就業規程の一部を改正する規程について
- 議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団非常勤職員就業規程の一部を改正する規程について
- 議案第6号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団職員給与規定の一部を改正する規程について
- 議案第7号 第13回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

【議事の経過】

- 1 開会
- 2 出席理事数の報告 出席理事数 理事8名中出席6名
- 3 理事長あいさつ
- 4 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 代表理事の職務執行状況について(報告事項)
 - ・ 評議員会で承認された事業計画及び事業予算の執行・実施に

関する業務権限について

- ・ 規程等の運用・実施に関する業務権限について
- ・ 職員の人事及び組織管理に関する業務権限について
- ・ 財産の管理に関する業務権限について
- ・ 災害等危機管理の実行に関する業務権限について
- ・ 特筆すべき事項としていわて国体、いわて大会を運動公園等管理施設で滞りなく開催されたことについて

質 疑

なし

イ 平成28年度中期経営計画の目標達成状況について

質 疑

なし

(2) 審議事項

議案第1号～2号

議案第1号 平成29年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について

議案第2号 平成29年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について

質 疑

梅木 敬時監事

大分老朽化している施設が多いとありましたが、計画的に建設するという予定はないのでしょうか。

事務局

基本的には県の施策となりますけれども、体育施設の在り方を検討始めるとは聞いておりますが、具体的な話はありません。

梅木 敬時監事

老朽化すると多額の修繕費が掛かるので計画的に見直しをしてもらう必要があると思いますので、機会を見て要望をするのが良いのではないかと思います。

それから県営体育館の修理が終わったようですが、どの様な修理の内容だったのでしょうか。

事務局

県営体育館の修繕は4～5kg位のコンクリート片が安全ネットのところに落ちたという事案でしたので、1カ所では済まないだろうということで安全ネットを外し、全ての天井を点検補修するという作業に一年を要したという工事でした。

鈴木 清也理事

今回の県議会で登はん競技場のスピード競技施設を県で設置するという構想が出ておりましたが、何か情報がありましたらわかる範囲で教えて頂きたいと思います。

事務局

県教委の情報と言いますと平成28年度の2月補正で予算が措置され、山岳競技のスピード施設が整備されるという情報です。設置につき

ましては運動公園を計画しているとのこと。運動公園に山岳施設は、リード施設とボルダリング施設があり、今回のスピード競技施設が出来ると東京オリンピックの競技種目が全て運動公園で出来るということになります。

鈴木 清也理事

いつ頃から使えるというのは分かっているのでしょうか。

事務局

平成28年度に補正を組んでおりますので平成29年度末になるということはないのではないかと思います。

梅木 敬時監事

教育委員会で発表するのであれば岩手県スポーツ振興事業団に相談が無いというのもおかしいのではないのでしょうか。

事務局

相談は基本的にはありませんでしたが、一応情報は掴んでおりましたので尋ねたのですが、なかなかはっきりしませんでした。知事が年頭の挨拶で東京オリンピックを見据えてスピード施設を県内に整備すると談話が出ておりましたので平成28年度補正予算となるか平成29年度予算となるか見ておりましたが、結果平成28年度補正予算となりました。

県の施策で県の施設の中に県の施設を建てるとのことです。但し事業団としては指定管理を受けている施設でもありますので、今後色々やり取りさせて頂くこととなります。

水本 紘一監事

施設の老朽化との話がありましたが、耐震関係で対応する必要がある施設はあるのでしょうか。

事務局

勤労身体障がい者体育館が今の耐震基準を満たしていないとの報告があります。今のところ正式な発表はありませんが、平成30年度に一部耐震工事をやる構想があると聞いており、そこが残っております。

採 決

議案第1号及び議案第2号については、原案どおり満場一致で承認された。

議案第3号～5号

議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団職員就業規程の一部を改正する規程について

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団臨時的雇用職員就業規程の一部を改正する規程について

議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団非常勤職員就業規程の一部を改正する規程について

質 疑

梅木 敬時監事

有期雇用職員が5年経過して1年休む場合があるが、業務に支障はないのでしょうか。また、別表で正規職員、県OB職員は65歳で再雇用

期間満了とあり、下の臨時職員等は70歳で再雇用期間満了とあるがその認識で良いのでしょうか。

事務局

臨時職員が5年で辞めた場合業務に支障があるかのご質問と思いますが、採用の期間をしっかりとデータ管理をして無期転換権行使の期間であることを通知していかなければならないと考えています。

また、正規職員、県OB職員は65歳で再雇用期間満了となった場合は、臨時職員等に移行して70歳まで再雇用出来ることとしており、結果70歳までは働くことが出来るとしております。

鈴木 清也理事

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団就業規程第3条第6条改正後についてですが「性的言動により、」とありますが、セクハラだけでは無く他の言動にも対応できるようにしてはどうか。

事務局

これは、特に意識したのは臨時職員の方が無期転換になるということで、その方々が正規職員になるというのとは違いますので、パワーハラスメントをする立場とは違うということもあり今回はこのようにしました。今後状況を見ながら随時変更していけば良いかと考えております。

採 決

議案第3号、議案第4号及び議案第5号については、原案どおり満場一致で承認された。

議案第6号

議案第6号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団職員給与規定の一部を改正する規程について

質 疑

なし

採 決

議案第6号については、原案どおり満場一致で承認された。

議案第7号

議案第7号 第13回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

質 疑

なし

採 決

議案第7号については、原案どおり満場一致で承認された。

5 その他

事務局

指定管理申請の事務手続きについてですが、平成29年度は9施設の指定管理期間の満了となっております。平成29年度中に次期指定管理申請をしなければなりませんので、この申請につきましては理事長に一任願いたいと思いますのでご理解とご了解を頂きたいと思います。

事務局

当日資料として配布しております新聞記事ですが、2021年度を目指して陸前高田の野外活動センターが整備されるとありましたのでご紹介します。今後新たな情報があれば改めてお伝えします。

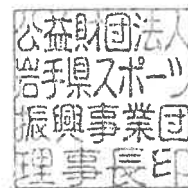
6 閉 会

上記記載に相違ないことを認める。

平成29年 3月23日

理 事 長

熊谷俊巳



監 事

梅木敬時



監 事

水戸麟一

